1 | ろう教育・ろう者運動・手話の歴史

古い年代から順に、年号・人物や制度・出来事・意味を一組で覚えます。

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
1760年ごろ ド・レペ	フランス・パリで、ろう者教育に手話を用いた人物として重要。海外ろう教育史の入口	「1760・パリ・ド・レペ」を一組で即答。人物名だけでなく、フランス・手話を用いた教育まで説明できる
1872年 学制	明治政府が学制を制定。近代学校制度が始まり、その後の障害児教育整備の背景となった	1872学制→1875古河太四郎→1878京都盲唖院の順序を並べ替え問題でも判断できる
1875年 古河太四郎のろうあ学級	京都市第19番校でろうあ学級を開設し、ろうあ姉弟を指導。京都盲唖院設立につながった	「古河太四郎＝1875ろうあ学級＝京都」を説明でき、1878京都盲唖院と区別する
1878年 京都盲唖院	京都に設立。日本の近代盲・ろう教育の重要な出発点	1878・京都・古河太四郎・京都盲唖院をセット。東京の訓盲院1880と混同しない
1880年 東京の訓盲院	京都盲唖院に続き、東京にも盲・ろう教育の場が整えられた	京都1878 / 東京1880を選択肢で区別できる
1880年 ミラノ会議	イタリア・ミラノの第2回聴覚障害教育国際会議で口話法支持の決議。世界のろう教育に大きな影響	「1880・ミラノ・口話法支持」。2010バンクーバーICEDとの対比も答えられる
1906年 第1回全国聾唖大会	東京で開催。全国的なろう者・ろう教育関係者の動きとして重要	1906＝第1回全国聾唖大会。開催地や大会名を一組で覚える
1915年 日本聾唖協会	戦前の全国的な聾唖者組織。戦後の全日本ろうあ連盟につながる組織史として重要	1915＝日本聾唖協会。1947全日本ろうあ連盟と時代を取り違えない
1923年 ろう学校・盲学校の設置義務	盲学校・ろう学校の設置が道府県の義務となり、教育の場が全国へ広がった	「1923＝道府県に設置義務」。教育制度の全国整備として意味まで説明する
1924年 第1回デフリンピック	フランス・パリで第1回大会。ろう者の国際スポーツ大会の起点	1924・パリ・ろう者の国際大会。パラリンピックとは別大会と判断できる
1947年 全日本ろうあ連盟	戦後の全国的なろう者運動の中心的団体。権利保障、手話、通訳制度、社会参加などの運動を進めた	1947＝全日本ろうあ連盟。何のための団体かも1文で説明する
1949年 身体障害者福祉法制定	身体障害者福祉の基本となる法律。聴覚障害者への制度的支援の土台となった	制定1949年、施行1950年を区別する
1950年 身体障害者福祉法施行	身体障害者福祉の制度的な支援の土台となる	手帳・補装具などとのつながりを理解する
1950年代前半 ノーマライゼーション	デンマークの知的障害者の親の会の運動が背景。障害のある人も地域で普通の生活を送れる条件を整える	年代・国・運動の主体・理念を一組で説明する
1954年 身体障害者福祉法改正	ろうあ者更生施設が制度に加えられた	1954＝更生援護施設の拡充、と流れで覚える
1959年 バンク＝ミケルセン	デンマークの法制度にもノーマライゼーションの考え方が反映された	人物・国・年と、普通の生活条件を整える考え方を結ぶ
1966年 手話奉仕活動への国の関与	厚生省から手話奉仕活動の概況等が照会され、制度化へ向かう流れが進んだ	1966＝制度化への助走。1970手話奉仕員養成事業につなげる
1968年 運転免許取得運動	全日本ろうあ連盟が大規模な運転免許獲得運動を展開。ろう者の移動・職業選択など生活上の権利拡大につながった	1968運動→1973条件付き→2008制度拡大の3段階を順番で答える

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
1968年 第1回全国手話通訳者会議	開催地：福島県福島市。第17回全国ろうあ者大会に合わせて、第1回手話通訳者会議が開かれた。	1968年 / 福島市 / 第17回全国ろうあ者大会 / 第1回手話通訳者会議。大会と会議の回数を区別する。
1969年『わたしたちの手話』	全日本ろうあ連盟が発行。イラストで手話を紹介し、全国で共通に通じる手話語彙の整理・普及に大きな役割	1969・連盟・イラスト・標準手話 / 語彙普及をセットで
1970年 手話奉仕員養成事業	地域で手話を学び、ろう者との交流や意思疎通を支える人材を養成する制度的取り組み	1970＝「養成」。派遣事業と問われたとき目的を区別する
1973年 条件付き取得	補聴器装着など一定条件のもとで、ろう者にも運転免許取得資格が認められる方向へ進んだ	1973＝補聴器等の条件付き。旧来の「10m・90ホーン（旧設問表記）」聴力条件とも関連づける
1974年 全通研結成	開催地：青森県青森市。第23回全国ろうあ者大会に合わせて開かれた第7回手話通訳者会議で、全国手話通訳問題研究会（全通研）を結成。	1974年 / 青森市 / 第23回全国ろうあ者大会 / 第7回手話通訳者会議 / 全通研結成。第1回会議の6年後。
1978年 手話サークル指導方針	全日本ろうあ連盟が手話サークルに対する指導方針を示した。手話学習だけでなく、ろう者理解・権利・社会参加と結びつける	1978＝サークル指導方針。「学習会だけではない」という役割を説明できる
1985年 手話通訳制度化運動	手話通訳制度化に関する報告をもとに、「アイ・ラブ・コミュニケーション」パンフレットを作成。普及目標は人口約1%の120万部	1985年・手話通訳・パンフレット名・120万部を一組で覚える
1986年『わたしたちの手話』第10巻まで	シリーズ化により標準手話の全国的普及、手話サークル発展、日本手話研究所設立への流れに貢献	1969開始→1986第10巻まで。出版の意味まで選べる
1991年 第11回世界ろう者会議	東京で開催。テーマは「平等と自立」	1991・東京・第11回・平等と自立。4点をセットで即答
1991年 手話サークルに関する指針	手話学習、普及、ろう者理解、市民理解、権利制約の解消など、手話サークルの社会的役割を整理	同じ1991年の世界ろう者会議と区別しつつ、サークルの目的を説明する
1993年 障害者基本法	1970年の心身障害者対策基本法を見直し、障害者基本法として改正・施行。その後の2011年改正へつながる	1993＝障害者基本法。2011改正で「言語（手話を含む。）」が入る流れまで
1998年 欠格条項改正運動	障害だけを理由とする絶対的欠格条項の見直しを求める署名運動	障害を理由とする一律の資格・職業制限を見直す運動
2001年 医師法等の改正	障害者を特定した絶対的欠格条項の見直しが進む	運転免許獲得とともに、完全参加と平等をめざす成果として説明する
2001年 ICF採択	第54回WHO総会で国際生活機能分類が採択された	心身機能・身体構造、活動、参加を区別する
2003年 支援費制度	行政が決める措置制度から、利用者がサービス提供者を選び契約する仕組みへ転換	措置制度との違いを問われたら「利用者が選択・契約」と答える
2005年 障害者自立支援法	支援費制度後の障害福祉サービス体系を整理・一元化する方向で制度化。のちの障害者総合支援法につながる	2003支援費→2005自立支援→2013総合支援の順序を答える
2006年 障害者権利条約採択	国連で採択。手話、コミュニケーション、教育、情報アクセス等の権利に関する国際的基盤	2006＝国連採択。日本について発効する2014年と分ける

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
2006年 バリアフリー法	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律を制定	物理的障壁から、情報・制度等の社会的障壁まで考える
2007年 障害者権利条約に署名	日本が条約に賛成の意思を表明する署名を行った	2006採択、2007署名、2014批准・発効を区別する
2008年 制度拡大	全く聞こえない人にも一定条件のもとで普通免許取得の道が拡大。ワイドミラーや聴覚障害者標識などが関係	1968→1973→2008を一本の流れで。2008ではワイドミラー・聴覚障害者標識も選べる
2010年 第21回ICED・バンクーバー	1880年ミラノ会議の決議を退ける方向が示され、手話を含む多様な教育の重要性が再確認された	1880ミラノ＝口話法支持 / 2010バンクーバー＝その見直し、の対比を答える
2010年 制度改革推進中央本部	情報・コミュニケーションの権利保障を求める運動の体制が整えられた	後の情報アクセシビリティ法につながる流れ
2011年 We Love コミュニケーション	パンフレットの普及・署名運動を展開	1985年のアイ・ラブ・コミュニケーションとは区別する
2011年 改正障害者基本法	「言語（手話を含む。）」と明記。意思疎通手段を選択する機会の確保などが重視された	2011＝「言語（手話を含む。）」を正確に。1993基本法、2022情報法と区別する
2013年 障害者総合支援法	障害者自立支援法から改正。障害者の日常生活・社会生活を総合的に支援し、難病等も対象に含める	2005自立支援→2013総合支援。名称変更だけでなく支援の広がりも説明する
2013年 障害者差別解消法制定	正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障害を理由とする差別の解消と共生社会の実現を目指す	制定2013年 / 施行2016年 / 事業者の合理的配慮義務化2024年
2013年10月 鳥取県手話言語条例	全国初の手話言語条例。その理念に基づく交流・普及の取り組みにつながる	条例名・鳥取県・全国高校生手話パフォーマンス甲子園を結ぶ
2014年 障害者権利条約 日本について発効	国内法整備を経て、日本について障害者権利条約が発効	2006国連採択→2014日本について発効。採択年と国内発効年を取り違えない
2014年 手話パフォーマンス甲子園	全国高校生手話パフォーマンス甲子園の第1回を鳥取県で開催	手話言語条例の理念を実現する取り組みとして理解する
2016年4月1日 障害者差別解消法施行	行政機関等の合理的配慮は義務、事業者は当初努力義務	2024年4月から事業者も義務となる
2017年 手話言語の国際デー決議	国連総会が9月23日を手話言語の国際デーとする決議を採択	国連・2017年決議・9月23日
2018年 手話言語の国際デー開始	国連決議に基づき、毎年9月23日に手話言語とろう者の人権への理解を促す	国内の手話の日は2025年の法律に基づく。同じ日でも由来が異なる
2019年3月25日 気象庁の試行配置	緊急記者会見に手話通訳を試行的に配置	気象庁・緊急記者会見・24時間体制。試行と本格運用を分ける
2020年 電話リレーサービス法	電話リレーサービスを公共的な通信基盤として制度化する法律。手話・文字と音声を通訳オペレータが双方向につなぐ	2020＝電話リレーサービス法。「双方向」「通訳オペレータ」を結ぶ
2020年7月1日 気象庁で本格運用	緊急記者会見への手話通訳配置を本格運用	試行開始2019年、本格運用2020年を区別する
2021年 障害者差別解消法改正	事業者による合理的配慮の提供を義務化する改正。施行は2024年4月1日	改正2021年 / 改正法施行2024年
2021年7月 電話リレー開始	総務省の制度に基づく公共インフラとして電話リレーサービス開始	2020年の法律と2021年7月のサービス開始は別

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
2022年 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障害者による情報の取得・利用と意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の実現を目指す	「情報の取得・利用」「意思疎通」「共生社会」の3語を覚える
2024年4月1日 改正障害者差別解消法施行	事業者による合理的配慮の提供が義務化	2024 = 民間事業者も合理的配慮が義務。合理的配慮と環境整備の違いも説明する
2025年6月25日 手話施策推進法	手話の習得・使用、手話文化の保存・継承・発展、国民の理解と関心を推進	手話の日は9月23日。情報アクセシビリティ法と区別する
2025年11月 東京デフリンピック	第25回夏季デフリンピック。日本初開催	大会の基本知識と、近年の国内開催を結びつける

2 | 手話のしくみ・言語・手話通訳

似た用語の違いと、手話単語の具体例を結びつけて覚えます。

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
手話はどんな言語か	手話は手指の形・位置・動き・向きだけでなく、表情・視線・身体の動きなども使って意味を表す視覚言語。ろう者の集団形成とともに自然に発生・発達してきた	「手だけの言語ではない」
手話通訳とは	音声言語と手話言語をその場で相互に変換し、通訳によってコミュニケーション保障を行うこと	「音声言語 ⇄ 手話言語 → コミュニケーション保障」
聞き取り通訳	音声言語を聞いて、手話言語へ変換する通訳	「音声→手話」
読み取り通訳	手話言語を見て読み取り、音声言語へ変換する通訳	「手話→音声」
手指の形	指や手の形、掌の向きなどの違いが意味を区別する	男 / 女、兄 / 姉、病気 / エイズは「形」の違い
手指の位置	同じ手形でも、顔・胸・腹など位置が違うと意味が変わる。例：「思う」と「心」	思う / 私、不思議 / 思う、思う / 心、黄色 / なるほどは「位置」の違い
手指の動き	同じ手形でも動きが違うと意味が変わる。例：「裁判」と「人事異動」	売る / 買う、裁判 / 人事異動、経済 / 銀行は「動き」の違い
掌・手のひらの向き	手の向きも意味を区別する要素。例：「夜」と「〜なる」	夜 / 〜なるは「掌の向き」の違い
非手指動作	眉・目・口形・頭・身体・視線など、手以外の表現も意味や文法に関わる	「顔も文法」
空間利用	人物・場所・方向・関係性を空間に設定して表現する	手話の視覚言語としての特徴
地域手話・方言	地域、ろう学校、コミュニティ、世代などを背景に異なる表現が生まれる	全国共通語彙の普及と対で
標準手話	全国で共通に通じる語彙を整理・普及する考え方。『わたしたちの手話』が大きな役割を果たした	「1969・イラスト・標準手話」
指文字	日本語の文字を一文字ずつ表す方法。固有名詞や新しい語などを補う。手話言語そのものと同一ではない	用途まで説明できるように
音声言語と手話言語	世界の言語は伝達方法から音声言語と手話言語に大きく分けられる	「音声言語 / 手話言語」の対
音声言語と聴覚	音声言語は聴覚に依存するが、文字など視覚的手段でも理解・利用できる	「聴覚だけではない」
文字＝音声言語の視覚化	文字は音声言語を視覚化したもの。聞こえる・聞こえない双方が利用できる情報手段になる	「音声→文字＝視覚化」
言語コミュニケーション	ことば・文章など言語を使って情報や意思を伝える	非言語との対比
非言語コミュニケーション	表情、視線、身振り、服装、メイク、呼吸、声の調子など、ことば以外の手段で伝える	「表情・視線・身振り」を代表例に

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
手話と非言語要素	手話は言語でありながら、表情・視線・身体など視覚的な非手指要素も重要	単純に「手だけ」と考えない
4つの基本要素	手話の基本的な構成要素は「手の形・位置・向き・動き」。この組み合わせの違いで意味が変わる	4語をそのまま言えるように
手話の成り立ち・由来	物の形、物の動き、漢字の形など、何をもとに表現が作られたかに注目する分類。	成り立ち＝何がもとになったか。構成要素＝手形・位置・動き・掌の向き。二つの問いを区別する。
物の形からできた手話	例：家・山・木。家は屋根の形など、物の外見や輪郭をもとに表す。	家→物の形。手の形があるという意味ではなく、表現のもとになった物の形に注目する。
物の動きからできた手話	例：猫。猫のしぐさをもとにした表現など、物や生き物の動き・動作の特徴を取り入れる。	猫→物の動き。「手が動くか」ではなく、何の動作をもとにしたかを考える。
漢字の形からできた手話	例：川・田・井。漢字の線や字形を手指で表す。ここでの川は、漢字の「川」の字形をもとにする表現。	川→漢字の形。物の輪郭や流れる動きと、文字の字形を区別する。地域等による表現の違いにも注意する。
指文字を取り入れた手話表現	「インフルエンザ」は風邪の表現に指文字「い」を取り入れる。「ラーメン」は指文字「ら」と食べるしぐさを組み合わせる	単語・取り入れる指文字・しぐさを対応させる
片手だけの表現	アイディア・本番など	教材で表現を確認し、片手で表す語を選べる
両手が同じ動き	順調・平行など	左右の手が同じ動きをしているかを見る
両手が異なる動き	矛盾・間接など	両手の異なる役割や動きを確認する
身振りと手話	身振りは自然なコミュニケーション手段。手話は言語として、語彙や文法を持つ	手話を一般的な身振りだけと同一視しない

3 | 情報保障・社会参加・手話通訳制度

情報を受け取ることと、相互に意思を伝えることを関連づけます。

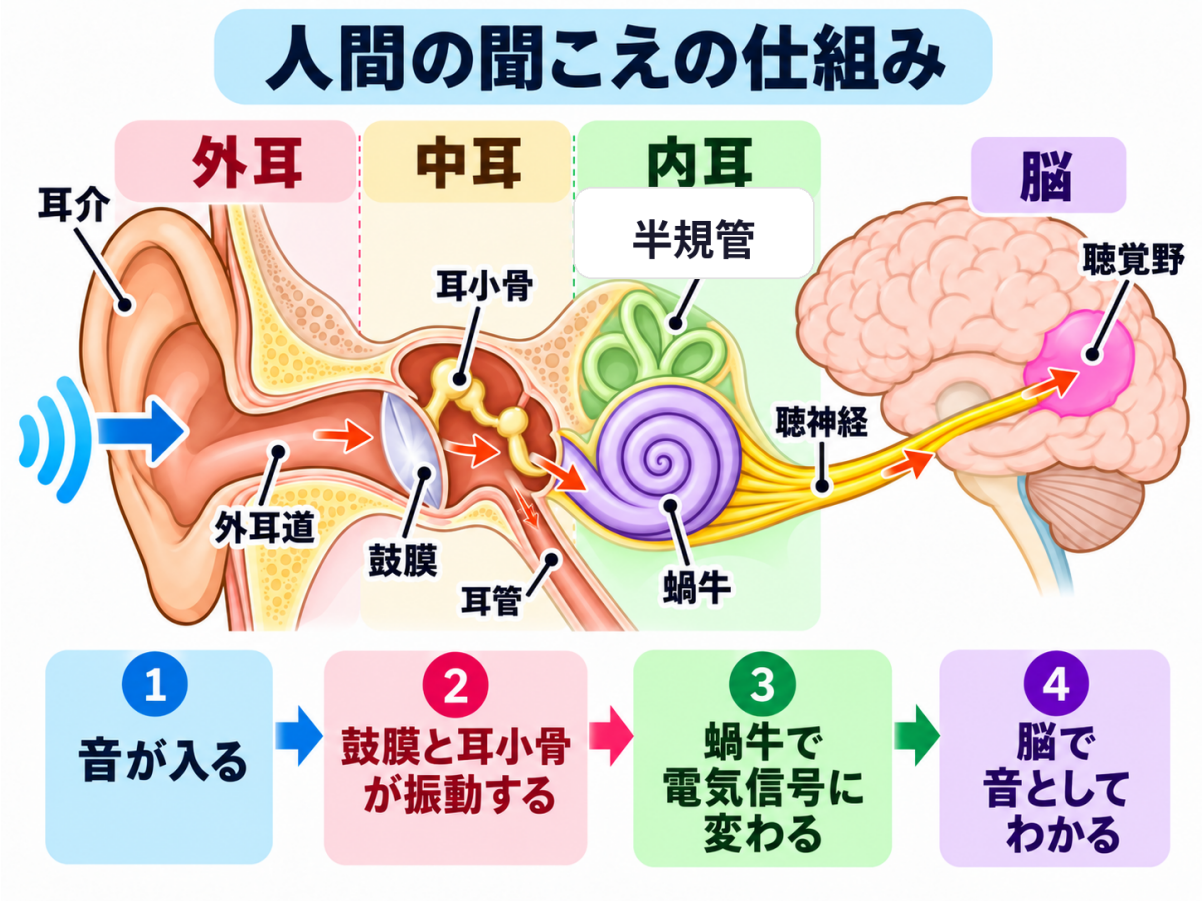
覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
情報保障	必要な情報を、障害の有無にかかわらず受け取れるようにすること。手話通訳、要約筆記、字幕、文字、視覚通知などを使う	「手話通訳だけではない」
コミュニケーション保障	本人が意思を伝え、相手の情報を受け取り、相互に意思疎通できるように保障すること	手話通訳の目的とセット
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	2022（令和4）年5月施行。障害者による情報の取得・利用と意思疎通に関する施策を総合的に進め、共生社会の実現を目指す	法律名を長くても分解して理解
「活動」への参加	すべての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するために情報取得・利用と意思疎通が重要とする	活動への参加
円滑な意思疎通	情報の取得・利用だけでなく、円滑な意思疎通を保障する考え方	「円滑な」がキーワード
共生社会	障害の有無にかかわらず共に暮らし参加できる社会の実現	「共存」ではなく「共生社会」
情報取得手段を選択できる	障害の種類・程度に応じた手段を本人が選べるようにする	法律の基本理念
地域にかかわらず等しく情報取得	住む地域によって情報アクセスに大きな差が生じないようにする	地域格差の縮小
同一内容を同一時点で取得	障害のない人と同じ内容の情報を、できるだけ同じ時点で得られるようにする	「同時性」を意識
ICTの活用	高度情報通信ネットワークや情報通信技術を活用して情報取得・意思疎通を支える	デジタル社会との関係
バリアフリー	障壁を取り除く考え方。もともと物理的障壁から始まり、制度・情報・意識などへ広がった	「物理だけではない」
社会的障壁	物・制度・慣行・観念など、社会の側にある生活上の障壁	社会モデルとセット
アクセシビリティ	情報、施設、サービス等を必要な人が利用しやすくする考え方	「利用できる状態」
ユニバーサルデザイン	年齢・障害の有無などにかかわらず、多くの人が利用しやすいよう最初から設計する	バリアフリーとの違いを説明できるように
合理的配慮	個々の場面で、本人の状況・希望に応じ、社会的障壁を取り除くための必要な調整を行う	環境整備との違いにも注意
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者などを通じ、障害者の意思疎通を支援する地域生活支援事業	制度名と役割をセット
手話通訳者の養成	専門的な手話通訳を担う人材を段階的に養成する	奉仕員養成との違いを意識
手話通訳者の派遣	行政、医療、生活上の場面などで必要な手話通訳者を派遣する	「養成」と「派遣」を区別
手話通訳者の設置	行政窓口などに手話通訳者を配置し、継続的に意思疎通を支援する	「派遣」と「設置」を区別

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
電話リレーサービス	通訳オペレータが手話・文字と音声を双方向につなぐ。公共サービスは2021年7月開始。24時間365日対応・緊急通報にも対応	総務省・2021年7月・手話と文字・双方向を結ぶ
要約筆記	話されている内容を要約し文字で伝える情報保障	手話通訳との役割の違い
字幕・文字情報	放送・動画・会議・災害情報などを視覚的に伝える方法	情報アクセシビリティの具体例
選挙・政見放送と手話通訳	選挙の立会演説や政見放送で手話通訳が導入され、政治情報へのアクセスが拡大してきた	制度化の流れで覚える
屋内信号装置	来客・電話・火災報知などの音情報を、光や振動等で視覚・触覚的に知らせる機器	何を知らせる用具かまで
ファックス	文字で情報を送受信できる機器として、聴覚障害者のコミュニケーション手段・日常生活用具の例として扱われてきた	制度上の品目・条件は自治体差に注意
情報受信装置 / 「目で聴くテレビ」受信機	放送等の情報を字幕・手話など視覚的に受け取るための機器として扱われる	名称と「視覚で情報を受ける」を結ぶ
意思疎通支援者	手話通訳者・要約筆記者など、障害の特性に応じて意思疎通を支援する人	手話通訳だけに限定しない
補装具と日常生活用具	補聴器は補装具の代表例。屋内信号装置等は日常生活用具として扱われる例がある。対象品目・所得要件・年齢等は自治体で異なる場合がある	「全国共通の身体障害者手帳基準」と「自治体差のある給付」を分ける
気象庁の緊急記者会見	手話通訳を24時間体制で配置。公式資料では2019年3月25日以降試行、2020年7月1日本格運用	気象庁・緊急・24時間。試行開始と本格運用を区別する
養成・派遣・設置	養成は人材を育てる、派遣は必要な場面に送る、設置は窓口等に配置する	手話奉仕員と通訳者の役割、3つの事業の違いを説明する
手話通訳制度化調査検討事業	手話通訳を社会制度として整えるための調査・検討	制度名だけでなく目的を説明する
NET119緊急通報システム	音声で119番通報することが困難な人が、スマートフォン等から文字・画面操作で消防へ通報する。利用には事前登録が必要	119 = 消防・救急 / 文字・チャット / 位置情報 / 事前登録
110番アプリシステム	音声で110番通報することが困難な人が、スマートフォン等で警察へ文字・画像による通報を行う。事前登録し、GPSで位置情報も通知する	110 = 警察 / 文字・画像 / GPS / 事前登録。NET119との通報先の違い
文字表示電話サービス「ヨメテル」	電話の相手の声が聞こえにくい人が、相手の声を文字で読み、自分は声で話せるサービス。電話リレーサービスの制度の下で提供される	相手の声→文字 / 自分は声で話す / 24時間365日 / 双方向・緊急通報

気象庁の開始時期は、公式発表の試行配置と本格運用を区別して記載しています。手元の古い設問の説明と日付が異なる場合は、公式資料も確認してください。

4 | 耳の仕組み・ 難聴・ 聴覚障害程度

図で位置関係を確認してから、部位・ 働き・ 難聴の種類・ 制度へ進みます。



覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
外耳	耳介・ 外耳道など。音を集めて鼓膜へ導く	「外 = 入口・ 集める」
中耳	鼓膜・ 耳小骨など。音の振動を内耳へ伝える	「中 = 振動を伝える」
内耳	蝸牛など。振動を電気信号に変換し聴神経へ伝える。前庭・ 三半規管は平衡感覚にも関係	「内 = 感じて信号化」
耳介→外耳道→鼓膜→耳小骨→蝸牛→聴神経→脳	音が伝わる順序を一続きで覚える	音の経路を順に理解する
伝音性難聴	外耳・ 中耳の障害で、音を内耳へ伝える経路に問題がある。内耳に異常がなければ補聴器で音を十分に増幅すると効果が高い場合がある	「伝音 = 外耳・ 中耳」
感音性難聴	内耳から聴覚中枢までの障害で、音の感じ取りや言葉の聞き分けに問題が生じる	「感音 = 内耳〜中枢」
混合性難聴	伝音性難聴と感音性難聴の両方の要素を持つ	「混合 = 両方」
補聴器	音を増幅・ 調整し、残存聴力を活用して聞こえを補う機器	人工内耳と混同しない
人工内耳	音を電気信号に変換し、電極で聴神経を刺激する医療機器。補聴器とは仕組みが異なる	「増幅」ではなく「電気刺激」

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
周波数とHz（ヘルツ）	周波数は1秒間の振動回数。単位はHz。周波数が高いほど高い音、低いほど低い音になる。	Hz＝音の高さに関わる周波数。dB＝聴力レベル等を表す単位。両者を区別する。
平均聴力レベルと3つの周波数	手帳の聴覚障害認定で用いる会話音域の平均聴力レベルは、500Hz・1,000Hz・2,000Hzの純音に対する聴力レベルから求める。	500・1,000・2,000Hzを一組で覚える。算定する結果の単位はdB。
平均聴力レベルの4分法	500Hzの聴力レベルをa、1,000Hzをb、2,000Hzをcとすると、平均聴力レベル＝（a＋2b＋c）÷4。左右の耳ごとに算定する。	1,000Hzの測定値を2倍して足し、4で割る。周波数の数値そのものを平均するのではない。
4分法の計算例	500Hzで60dB、1,000Hzで70dB、2,000Hzで80dBなら、（60＋70×2＋80）÷4＝70dB。	3つの周波数 / 1,000Hzは2倍 / 平均は70dB。単独の周波数の結果だけで判断しない。
身体障害者手帳と補聴器	聴覚障害で身体障害者手帳の交付対象となる場合、障害福祉の窓口に申請し補装具として補聴器の支給対象となり得る	「手帳→補装具（補聴器）」
70デシベル	身体障害者手帳と補聴器の関係で、聴覚障害6級の両耳70dB以上という基準が問われる	70dBを覚える。ただし、70dB未満なら必ず手帳対象外と一律に判断しない
聴覚障害程度等級	聴力レベルや語音明瞭度等で定める。手帳と障害年金は別制度	4級の語音50％以下、6級の90＋50も確認する
軽度・中等度難聴者への助成	身体障害者手帳の対象外でも、自治体が独自に補聴器購入費助成を行う場合がある。対象年齢・条件は自治体ごとに異なる	全国一律制度と誤解しない
ヒアリングループ	磁気誘導を利用し、補聴器等へ音声を届ける情報保障設備	補聴器と組み合わせる支援機器
聴覚障害 2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100dB以上	最重度。100dB＝2級
聴覚障害 3級	両耳の聴力レベルが90dB以上	90dB＝3級
聴覚障害 4級	両耳の聴力レベルが80dB以上、または両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50％以下	80dB / 語音50％以下＝4級
聴覚障害 6級	両耳の聴力レベルが70dB以上、または一側耳90dB以上＋他側耳50dB以上	70dB、または90＋50＝6級
聴覚障害に1級・5級はない	身体障害者障害程度等級表の聴覚障害は2・3・4・6級	「1・5なし」をそのまま暗記
dB・手帳・補聴器	身体障害者手帳の聴覚障害基準に該当すると、補装具費支給制度で補聴器の対象となり得る。手帳基準未満でも自治体独自の補聴器助成がある場合がある	試験では「全国共通の等級基準」と「自治体独自助成」を混同しない

70dBは手帳と補聴器の関係を覚える目安ですが、語音明瞭度等の別基準もあります。図は学習用の模式図です。補聴器や人工内耳の適応・支給条件は個別に確認してください。

5 | 障害者の権利・法律・福祉制度

法律名だけでなく、何を保障するか、前後の制度や概念との違いを覚えます。

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
障害者権利条約	正式名は「障害者の権利に関する条約」。手話を言語として位置づける。平等・無差別、合理的配慮、情報・教育の権利を保障。第9条はアクセシビリティに関係	言語・合理的配慮・アクセシビリティと条約を結ぶ
2006年 国連採択 / 2014年 日本について発効	障害者権利条約の国際・国内の時系列	2006と2014を区別
2011年 改正障害者基本法	「言語（手話を含む。）」と明記。可能な限り、意思疎通のための手段の選択の機会を確保する	言語（手話を含む。）/ 可能な限り / 意思疎通 / 選択の機会
障害者差別解消法	正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。2013年制定、2016年4月施行。2021年改正、2024年4月に事業者の合理的配慮も義務化	不当な差別的取扱い / 合理的配慮 / 環境の整備。制定・改正・施行を区別する
障害者雇用促進法	雇用分野での差別禁止、合理的配慮、職業生活上の支援などに関わる	職場の差別禁止・合理的配慮
措置制度	行政が必要な福祉サービスを決定・提供する従来型の仕組み	支援費制度と対比
2003年 支援費制度	利用者がサービス提供者を選択し、契約して利用する仕組みへ転換	「2003・利用者が選ぶ」
2005年 障害者自立支援法	障害福祉サービスの体系を整理・一元化する方向で制度化	2003→2005→2013の流れ
2013年 障害者総合支援法	障害者自立支援法から改正。地域生活を総合的に支援し、難病等も対象に含める	制度の流れを一続きで
補装具	失われた身体機能を補完・代替する用具。補聴器も対象となる	日常生活用具と区別
日常生活用具	日常生活の便宜・安全を支える用具・機器。補装具とは制度上の位置づけが異なる	補装具との比較
身体障害者福祉法	身体障害者手帳や補装具など、身体障害者福祉の基本となる制度に関係する	耳・補聴器とつなげる
地域生活支援事業	意思疎通支援など、地域での生活を支える事業が含まれる	「意思疎通支援事業」の上位概念
情報アクセシビリティ法	正式名は「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。通称は障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	活動 / 円滑な意思疎通 / 共生社会 / 手段の選択 / 同一内容・同一時点 / ICT
ICF 国際生活機能分類	2001年WHO総会で採択。生活機能と環境因子に目を向け、障害のマイナス面だけで捉えない	生活機能の3つの側面を説明する
心身機能・身体構造	体や精神の働き、身体の構造	旧分類の機能障害に対し、心身機能・身体構造という視点
活動	個人が課題や行為を行うこと。例：情報を読み、理解する	能力障害に対する「活動」

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
参加	生活・人生の場面に関わること。例：会議に参加し役割を果たす	社会的不利に対する「参加」。活動と区別する
環境因子	用具・制度・支援者・周囲の態度など、生活機能に影響する外的な要因	字幕・手話通訳は促進要因、音声のみの情報提供は阻害要因になり得る
手話施策推進法	正式名は「手話に関する施策の推進に関する法律」。2025年6月25日公布・施行。手話の習得・使用、文化の保存・継承・発展、理解と関心の増進	手話の日9月23日と、法律の3つの柱を覚える
合理的配慮と環境整備	個別場面の必要な調整と、あらかじめ利用しやすい基盤を整えることを区別。民間事業者も2024年4月から合理的配慮が義務	本人との対話、必要な調整、過重な負担の有無を考える
障害者権利条約 第21条	表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会。本人が選ぶ意思疎通手段、情報へのアクセス、公的活動での手話の利用、手話の使用の承認・促進に関係	第21条 = 情報・表現 / 自ら選択 / 手話の使用を認め、及び促進すること
障害者権利条約 第24条	教育の権利。手話の習得と聾社会の言語的な同一性の促進、本人に最も適した言語・意思疎通手段、手話に能力を有する教員などに関係	第24条 = 教育 / 手話の習得 / 言語的な同一性。第9条 = アクセシビリティと区別する
障害の社会モデル	生活上の制限は、心身機能の障害だけでなく、社会的障壁との相互作用から生じると捉える。例：音声だけの案内は文字・手話等の整備で改善できる	心身機能の障害 + 社会的障壁 / 障壁の除去 / 社会参加
医学モデルとの違い	医学モデルは個人の疾病や機能の障害への治療・訓練等に重点を置く。社会モデルは社会側の障壁にも目を向ける。医療やリハビリ自体を否定する区別ではない	本人の機能への着目 / 社会的障壁への着目。ICFは生活機能と環境等の相互作用を捉える
電話リレーサービスの根拠法	正式名は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」。2020年制定。国等の責務、基本方針、提供機関等を定める	電話の利用の円滑化 / 自立した日常生活及び社会生活 / 総務省

6｜聴覚障害者の暮らし・社会参加・国際活動

暮らしや活動の具体例を、用語・制度・権利とつなげて復習します。

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
完全参加と平等	障害者が社会のあらゆる分野に平等に参加できることを目指す重要な考え方	ろう者運動のキーワード
医療での情報保障	診察・検査・治療説明を本人に直接伝え、手話通訳・文字等で理解と意思決定を支える	「家族だけに説明」では不十分
災害時の情報保障	音声放送だけに頼らず、文字・掲示・手話・スマホ通知・光など視覚情報を組み合わせる	文字・手話・光等を組み合わせる
ろう教育と言語環境	手話・口話法の歴史だけでなく、本人が十分に言語・情報へアクセスできる教育環境が重要	手話・口話法の歴史と言語・情報へのアクセス
職場での合理的配慮・情報保障	会議、電話、研修、緊急時などで、本人に合う意思疎通方法を整える	雇用促進法とセット
本人中心のコミュニケーション	家族や支援者だけでなく本人に直接話し、希望するコミュニケーション方法を確認する	「本人に直接・方法を確認」
盲ろう	視覚と聴覚の重複障害。触手話・指点字など多様なコミュニケーション方法がある	聴覚障害者の多様性として
デフリンピック	ろう者の国際スポーツ大会。第1回は1924年パリ。原則4年に1度開催され、競技ではスタート合図などを視覚的に工夫する。国際交流では国際手話も用いられる	「1924・パリ・4年に1度・国際手話」
パラリンピックとの違い	デフリンピックは聴覚障害者を対象とする独立した国際スポーツ大会で、パラリンピックとは別の大会・運営体系	両者を同じ大会と考えない
国際手話	異なる国のろう者どうしの国際的な交流で用いられる表現体系。各国の手話言語とは別	国際大会・会議とセット
WHOの健康の考え方	健康は身体的な状態だけでなく、精神的・社会的な良好さも含む考え方	身体的・精神的・社会的な良好さ
身体障害者補助犬	身体障害者補助犬は「盲導犬・介助犬・聴導犬」の3種類。聴導犬は、必要な生活音を聞き分けて聴覚障害者に知らせる	「盲導・介助・聴導」の3つ
ボランティアの定義	自分の意思で活動を選び、人が持つ力を引き出し、暮らしを豊かにし、人と人のつながりや支え合いを強める活動。	自発的な決意・選択 / 潜在能力 / 日常生活の質 / 人間相互の連帯感。世界ボランティア宣言に基づく説明のキーワード。
聴力条件の歴史	運転免許取得の旧条件は、補聴器装着、10mの距離で90ホーンの警音器の音が聞こえること（過去問の表記）	1968運動→1973条件付き→2008制度拡大
4つの基本理念	自主性・主体性、社会性・連帯性、無償性・無給性、創造性・開拓性・先駆性。資料によって、自発性・公益性・公共性等の呼び方も用いる。	意思 / 社会と協力 / 報酬を目的としない / 新しい課題への工夫。名称と説明文を対応させる。

覚える項目	覚える内容	復習のキーワード
自主性・主体性（自発性）	他人から強制されるのではなく、自分で考え、自分の意思で進んで活動すること。	自分の意思 / 自ら進んで / 強制されない。「自立性」と混同しない。
社会性・連帯性（公共性・公益性）	個人や特定の団体の利益だけを目的とせず、人と協力し、社会の課題の解決や暮らしの改善に取り組むこと。	社会のため / 協力・支え合い / よりよい暮らし。
無償性・無給性	金銭的な利益や報酬を得ることを目的とせずに活動すること。	報酬を目的としない / 見返りを求めない。
創造性・開拓性・先駆性	社会で必要とされていることや、まだ十分に対応されていない課題に気づき、新しい方法や仕組みを考えて取り組むこと。	新しい課題 / 自由な発想 / 方法や仕組みの工夫。
完全参加と平等の具体例	運転免許獲得、医師法等の絶対的欠格条項の改正など。民法第11条改正も権利制限の見直しに関係	権利運動を団体名や年号だけでなく、生活の変化と結びつける
手話の日と手話言語の国際デー	どちらも9月23日。国内の手話の日は2025年の手話施策推進法に基づく。国際デーは2017年の国連決議に基づき2018年から実施	国内 = 法律 / 国際 = 国連決議。日付が同じでも名称と由来を区別する
デフリンピックの聴力基準	良い方の耳の平均聴力レベルが55dB以上。500・1000・2000Hzの3周波数の純音平均で判定する	良い方の耳 / 55dB以上。身体障害者手帳の70dB基準とは別
競技中の補聴器等の扱い	競技の制限区域内では、ウォームアップ・競技中に補聴器、増幅装置、人工内耳の外部装置を使用しない。条件をそろえて競技を行う	補聴器等を外す / 視覚的な合図 / 制限区域・競技中

個人の学習用としてご利用ください。無断転載・再配布・販売はご遠慮ください。